

一般社団法人 日本発達障害ネットワーク 慶弔規程

(目的)

- 1 この規程は、当団体の慶弔行為について必要な事項を定める。

(定義)

- 2 当団体における慶弔行為は、国の表彰や重要職就任などに対する「慶祝」、死亡に対する「弔意」、災害に対する「見舞」とする。

(対象)

- 3 「慶祝」「弔意」の対象は、当団体理事と代議員、発達障害の支援の考える議員連盟役員とする。
- 4 「見舞」の対象は、当団体の正会員団体事務局事務所とする。

(金額)

- 5 「慶賀」「弔意」は、1万円程度の供花、電報を行うことができる。
- 6 「見舞」は、1万円を贈ることができる。

(手続)

- 7 上記に該当する事由を事務局が把握した場合は、正副理事長会に判断を求め対応する。
- 8 その経費は、予算「雑費」から支出を行う。

2022年11月16日